

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 1 月19日提出
【計算期間】	第31期（自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日）
【ファンド名】	グリーン公社債投信10月号
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

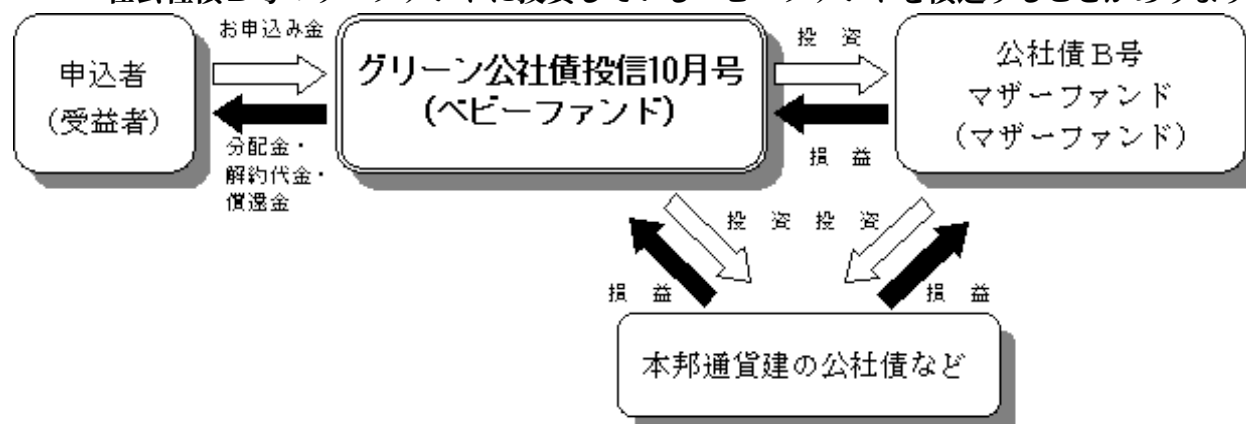
a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型公社債投資信託に属し、公社債B号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建の公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（公社債B号マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

なお、当ファンドは公社債等を直接組入れる場合があります。

また、新たなベビーファンドを設定し公社債B号マザーファンドに投資すること、または現在公社債B号マザーファンドに投資しているベビーファンドを償還することがあります。



b. ファンドの特色

① 国債や電力債などの公社債で運用します。

当ファンドは、公社債B号マザーファンド受益証券への投資を通じてまたは直接投資により、主としてわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債をはじめとする公社債で運用します。

余裕金もコール・ローン、割引手形などで運用します。

② 公社債B号マザーファンドは主としてわが国の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指した運用を行ないます。

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行ないます。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

③ 収益分配金は運用成果によって決まります。

運用による収益は毎年1回分配します。分配金は期中の運用成果によって決定されます。

④ 投資期間は自由で、いつでも必要なときに換金することができます。（換金代金は、お申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。なお、換金時に1万口につき以下に定める区分に応じた手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が差し引かれます。）

1. 平成13年3月21日以前に取得した受益権……1万口につき105円（税込）

2. 平成13年4月20日以降に取得した受益権……1万口につき26.25円（税込）以内の額
で、受益者が受益権を取得した販売会社毎に定めた額

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

※投資信託振替制度への移行について

（イ）当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、その場合の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

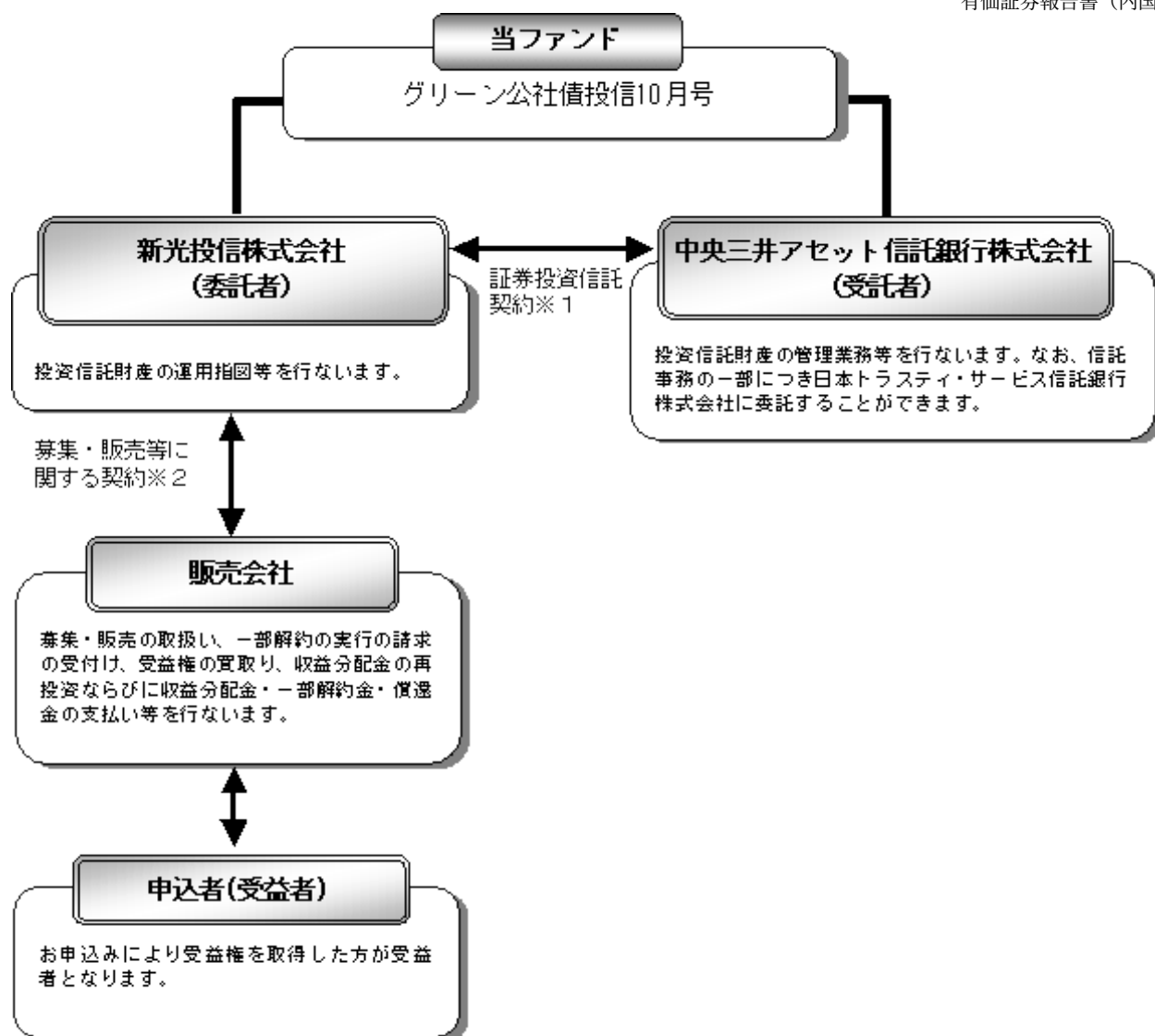
（ロ）振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記（イ）に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記（イ）に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行なう募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約に係る業務の認可

平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可
 平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
 なし認可
 平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
 (ハ) 大株主の状況

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲2-4-1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、公社債B号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建の公社債への投資により、安定した収益の確保をめざした運用を行ないます。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

公社債B号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建の公社債を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 公社債B号マザーファンド受益証券ならびにわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行ないます。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。
- ② 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- ③ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

(ハ) 主な投資制限

- ① 公社債投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 （その他に私募債（短期社債等を除きます。）および抵当証券等流動性の乏しいものへの運用指図は、投資信託財産の純資産総額の15%の範囲内で行なうことができます。）
- ③ 外貨建資産への投資は行ないません。

公社債B号マザーファンドの投資方針

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指した運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨建の公社債を投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行ないます。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

※平成21年1月19日現在、「公社債B号マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名	商品分類
グリーン公社債投信1月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信2月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信3月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信4月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信5月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信6月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信7月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信8月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信9月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信11月号	追加型公社債投資信託
グリーン公社債投信12月号	追加型公社債投資信託

(2) 【投資対象】

a. 運用の指図範囲

(イ) 委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された公社債B号マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。なお、委託者は、投資信託財産の運用にあたって別に定める基本方針にしたがって、安定した収益の確保をめざして安定運用を行なうよう、その指図を行なうことができます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限ります。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 公社債投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同

じ。)

8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号から第4号の証券および第6号の証券のうち第1号から第4号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(ハ) 上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品による運用をすることの指図をすることができます。

b. 先物

(イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記 a.（ロ）第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプショ

ン取引は預金に限るものとします。

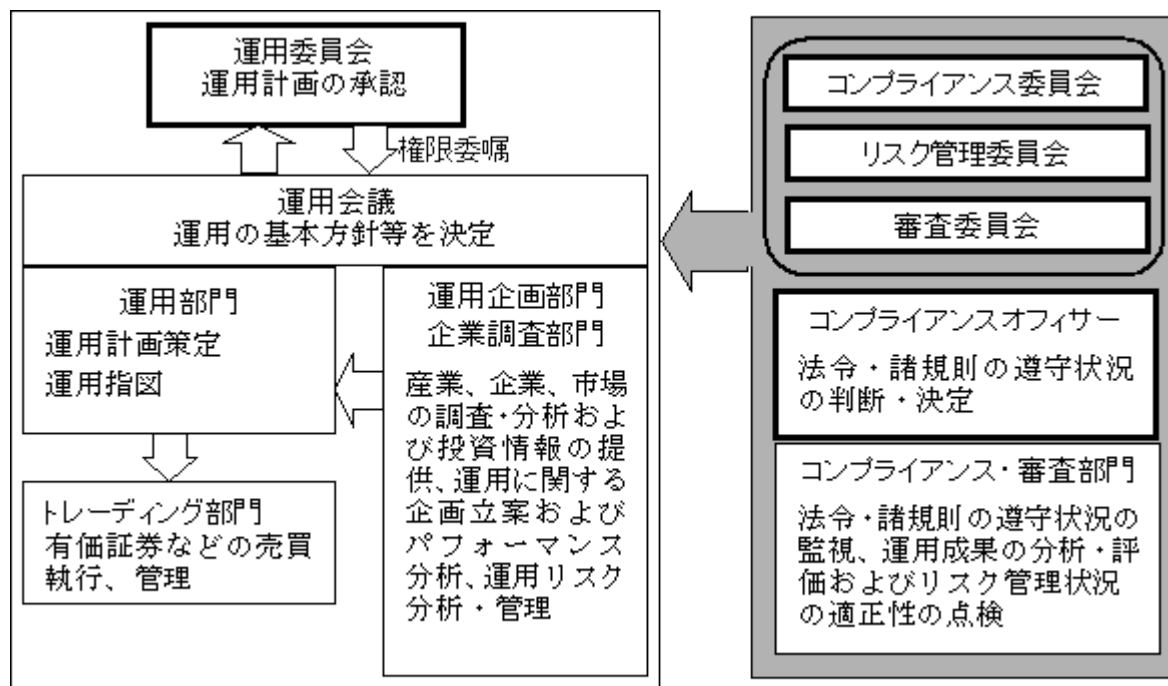
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記a.（ロ）第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記a.（ロ）第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. スワップ

- （イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- （ホ）委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※平成21年1月19日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス・審査部は10名です。人員は今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、企業調査部門）で開催し、モデル資産配分方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス・審査部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

●DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行ないます。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行ないます。

●SEE

- ・コンプライアンス・審査部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行ない、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行ないます。
- ・コンプライアンス・審査部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行ないます。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として毎年10月19日（19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、19日に最も近い日）の決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。
- b. 「分配金受取りコース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日まで、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。
「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、課税対象者にかかる税金を差し引いた後、「グリーン公社債投信累積投資約款」にしたがった契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

- a. 外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資は行ないません。
- b. 公社債投資信託証券への投資割合
公社債投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- c. 投資信託証券への投資割合
投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- d. 私募債等への投資割合
私募債（短期社債等を除きます。）および抵当証券等流動性の乏しいものへの運用指図は、投資信託財産の純資産総額の15%の範囲内で行なうことができます。
- e. 投資する公社債の範囲
委託者が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。
- f. 公社債の貸付けの指図および範囲
(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を下記（ロ）の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
(ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
(ハ) 上記（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(ニ) 委託者は公社債の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- g. 公社債の借入れ
(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。
(ロ) 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h. 資金の借入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ロ) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

(ハ) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i. 受託者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

(ロ) 上記（イ）の取扱い、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドにおいて、特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 他のベビーファンドの影響

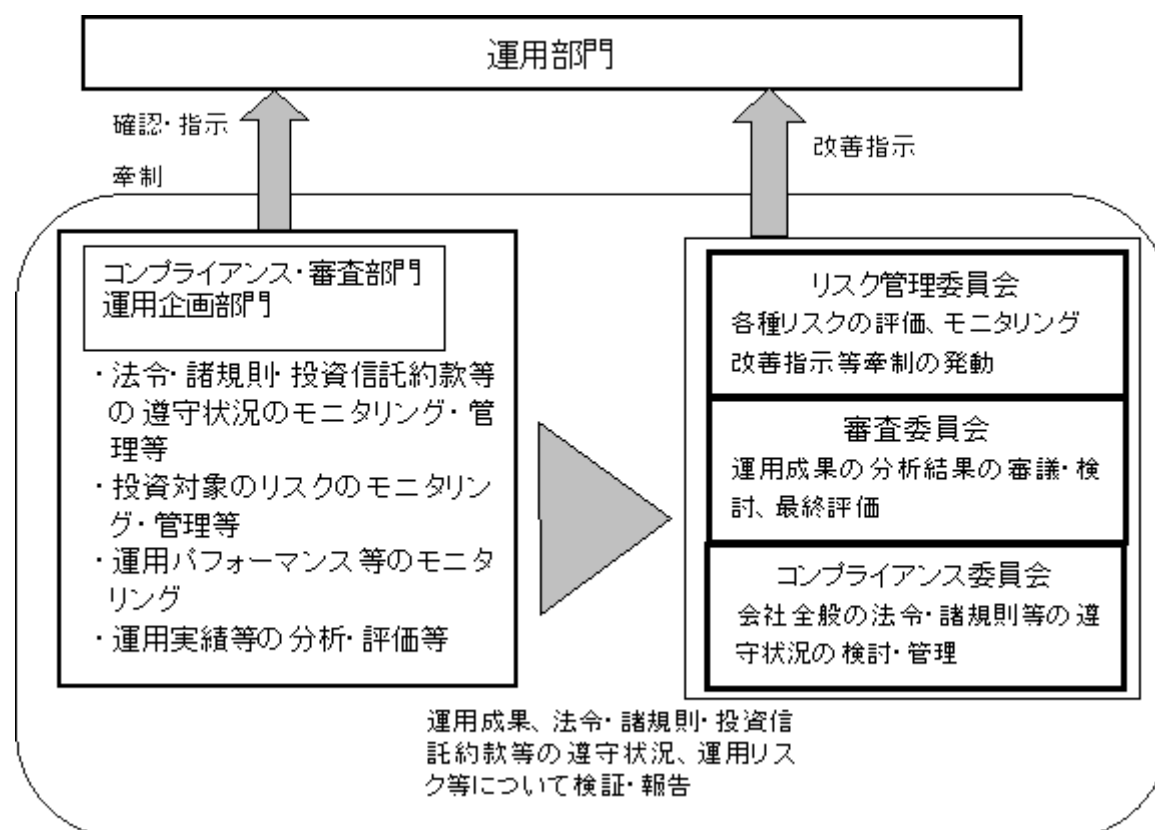
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 投資信託に関する一般的なリスク

- （イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- （ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- （ハ）短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- （ニ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行ないます。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行ないます。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得から換金・償還までにかかるおもな費用と税金の概要

（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料はありません。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金	分配金に対する所得税・地方税
ファンドの換金・償還時にかかる費用と税金	●手数料+消費税等	
	◎換金代金・償還金にかかる税金	個別元本超過額に対する所得税・地方税

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時に1万口につき以下に定める区分に応じた手数料および当該手数料にかかる消費税等（5%）が差し引かれます。

1. 平成13年3月21日以前に取得した受益権……1万口につき105円（税込）
2. 平成13年4月20日以降に取得した受益権……1万口につき26.25円（税込）以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社毎に定めた額

手数料は販売会社毎に異なりますので、詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。） インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/
--

(3)【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下で計算される年当りの率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

信託報酬率は年10,000分の114.5（1.145％）から1.0（0.01％）の範囲内の率としております。

- b. 毎日の信託報酬率は、当該計算日までの過去3ヵ月間の基準価額（分配金を含みます。）の年換算収益率（以下「年換算収益率」といいます。）に応じ、以下のとおりとします。

（イ）年換算収益率が0.28％以上の場合

年換算収益率に100分の12を乗じて10,000分の24.5を加えた率とします。

ただし、上記の計算による率が、10,000分の114.5を上回る場合の信託報酬率は年10,000分の114.5とします。

（ロ）年換算収益率が0.28％未満の場合

年換算収益率	信託報酬率
0.28％未満0.20％以上のとき	年10,000分の12
0.20％未満0.10％以上のとき	年10,000分の6
0.10％未満のとき	年10,000分の1

- c. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との配分は次のとおりとします。

○上記b.（イ）で、信託報酬率が年10,000分の114.5（1.145％）の場合

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託者	販売会社	受託者
	年 0.365％	年 0.730％	年 0.050％

○上記b.（イ）で、信託報酬率が年10,000分の114.5（1.145％）以外の場合

受託者は純資産総額に対し年0.050％です。委託者と販売会社の配分については、信託報酬の総額から受託者の配分を控除した額において、委託者と販売会社の配分が上記（1.145％の場合）と同様になるよう按分します。

○上記b.（ロ）の場合

年換算収益率	信託報酬率 （純資産総額に対し）	委託者	販売会社	受託者
0.28％未満0.20％ 以上のとき	年0.12％	年0.03167％	年0.06333％	年0.0250％
0.20％未満0.10％ 以上のとき	年0.06％	年0.01167％	年0.02333％	年0.0250％
0.10％未満のとき	年0.01％	年0.00083％	年0.00167％	年0.0075％

- ・販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に相当する金額を含みます。

（4）【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者が立替えた立替金の利息ならびにこれら諸経費にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

- b. 投資信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（5）【課税上の取扱い】

- a. 個別元本について

- (イ) 追加型公社債投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (ハ) 受益者が、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額は、利子所得として課税対象となります。課税対象額に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行なわれます。

c. 収益分配金の課税について

決算日に基準価額が1万円を超過する分を全額分配し、利子所得として課税されます。基準価額が1万円に満たない場合は、翌期以降の決算日に元本1万円を超えるまでは分配は行なわれません。

d. 課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行なわれます。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

(ハ) 障害者等の少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優制度）について

当ファンドは障害者等のマル優制度適格の投資信託です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

（平成20年11月28日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	地方債証券	日 本	円 57,320,985	時価	% 6.3
			小 計	円 57,320,985	—	% 6.3
		特殊債券	日 本	円 100,000,000	時価	% 11.0
			小 計	円 100,000,000	—	% 11.0
	親投資 信託	公社債B号マザー ファンド受益証券	日 本	円 709,121,985	時価	% 77.9
			小 計	円 709,121,985	—	% 77.9

その他 資産	コール・ローン等	日 本	円負債控除後の 44,191,271取得価額	% 4.9
—	純資産総額	910,634,241	—	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「公社債B号マザーファンド」受益証券ならびに本邦通貨建の公社債を主要投資対象とします。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成20年11月28日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率	
有価証券	公社債券	国債証券	日 本	円 1,000,385,350	時価	% 9.9	
			小 計	円 1,000,385,350	—	% 9.9	
		地方債証券	日 本	円 2,794,581,263	時価	% 27.7	
			小 計	円 2,794,581,263	—	% 27.7	
		特殊債券	日 本	円 4,784,807,297	時価	% 47.3	
			小 計	円 4,784,807,297	—	% 47.3	
		社債 券	普通 社債券	日 本	円 702,440,687	時価	% 7.0
			小 計	円 702,440,687	—	% 7.0	
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 823,675,592	負債控除後の 取得価額	% 8.2	
—	純資産総額			円 10,105,890,189	—	% 100.0	

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成20年11月28日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種 類	数量（口）又は額面（円）	帳 簿 価 額		評 価 額		利率（%）	償還期限	投資比率（%）
					単価（円）	金 額（円）	単価（円）	金 額（円）			
1	公社債B号マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	695,149,481	1.0194	708,650,086	1.0201	709,121,985	—	—	77.87
2	第19号商工債券(1年)	日本	特殊債券	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.9000	2009.05.15	10.98
3	平成15年度第5回福岡市公募公債(5年)	日本	地方債証券	30,000,000	100.00	30,000,252	100.00	30,000,252	0.7000	2008.12.25	3.29
4	平成11年度第2回京都市公募公債	日本	地方債証券	27,000,000	101.18	27,320,733	101.18	27,320,733	1.9000	2009.11.18	3.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成20年11月28日現在）

種 類	投資比率（%）
親 投 資 信 託	77.87
特 殊 債 券	10.98
地 方 債 証 券	6.29
合 計	95.14

株式業種別投資比率（平成20年11月28日現在）

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドは、「公社債B号マザーファンド」受益証券ならびに本邦通貨建の公社債を主要投資対象とします。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成20年11月28日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種 類	額面（円）	帳 簿 価 額		評 価 額		利率（％）	償還期限	投資比率（％）
					単価（円）	金 額（円）	単価（円）	金 額（円）			
1	第252回利付国債(2年)	日本	国債証券	1,000,000,000	100.03	1,000,385,350	100.03	1,000,385,350	0.8000	2009.01.15	9.89
2	第20号商工債券(1年)	日本	特殊債券	700,000,000	100.00	700,000,000	100.00	700,000,000	0.8400	2009.08.14	6.92
3	第19号商工債券(1年)	日本	特殊債券	600,000,000	100.00	600,000,000	100.00	600,000,000	0.9000	2009.05.15	5.93
4	第777回政府保証公営企業債券	日本	特殊債券	500,000,000	100.41	502,087,170	100.41	502,087,170	1.5000	2009.06.25	4.96
5	第11回日本学生支援債券	日本	特殊債券	400,000,000	100.09	400,374,820	100.09	400,374,820	0.9300	2009.09.18	3.96
6	い第647号農林債券	日本	特殊債券	400,000,000	99.97	399,915,080	99.97	399,915,080	0.7500	2009.04.27	3.95
7	第551回東京都公募公債	日本	地方債証券	300,500,000	100.70	302,611,951	100.70	302,611,951	1.8000	2009.07.24	2.99
8	第21号商工債券(1年)	日本	特殊債券	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	1.0000	2009.11.13	2.96
9	第10回神奈川県公募公債(5年)	日本	地方債証券	300,000,000	99.95	299,851,248	99.95	299,851,248	0.7000	2009.05.29	2.96
10	第174回しんきん中金債券	日本	特殊債券	300,000,000	99.94	299,839,760	99.94	299,839,760	0.7000	2009.05.27	2.96
11	平成16年度第1回福岡市公募公債(5年)	日本	地方債証券	295,200,000	100.02	295,276,892	100.02	295,276,892	0.8000	2009.07.29	2.92
12	第108回神奈川県公募公債	日本	地方債証券	283,000,000	100.42	284,212,228	100.42	284,212,228	1.8000	2009.04.30	2.81
13	ろ号87回成田国際空港債	日本	特殊債券	282,200,000	100.44	283,467,418	100.44	283,467,418	2.2000	2009.03.27	2.80
14	平成11年度第1回静岡県公募公債	日本	地方債証券	260,100,000	100.66	261,820,156	100.66	261,820,156	1.8000	2009.07.22	2.59
15	第778回政府保証公営企業債券	日本	特殊債券	205,000,000	100.63	206,297,312	100.63	206,297,312	1.7000	2009.07.22	2.04
16	第18号商工債券(1年)	日本	特殊債券	200,000,000	100.00	200,000,000	100.00	200,000,000	0.8000	2009.02.13	1.97
17	第1回パナソニック電工社債	日本	社債券	200,000,000	99.98	199,978,228	99.98	199,978,228	0.6300	2008.12.22	1.97
18	第7回政府保証銀行等保有株式取得機構債券	日本	特殊債券	200,000,000	99.75	199,507,177	99.75	199,507,177	0.3000	2009.07.15	1.97
19	第12回つ号名古屋市公募公債	日本	地方債証券	167,000,000	100.44	167,750,346	100.44	167,750,346	2.2000	2009.03.19	1.65
20	平成11年度第1回千葉県公募公債	日本	地方債証券	160,000,000	100.80	161,280,703	100.80	161,280,703	1.8000	2009.08.19	1.59
21	第110回神奈川県公募公債	日本	地方債証券	156,000,000	100.89	157,401,455	100.89	157,401,455	1.8000	2009.10.21	1.55
22	第9回日本学生支援債券	日本	特殊債券	150,000,000	100.04	150,071,694	100.04	150,071,694	0.9000	2009.03.19	1.48
23	第552回東京都公募公債	日本	地方債証券	140,000,000	100.83	141,163,142	100.83	141,163,142	1.8000	2009.08.25	1.39
24	平成15年度第9回神戸市公募公債(5年)	日本	地方債証券	122,000,000	99.90	121,883,960	99.90	121,883,960	0.5000	2009.03.30	1.20
25	平成16年度第1回愛知県公募公債(5年)	日本	地方債証券	114,000,000	99.95	113,947,096	99.95	113,947,096	0.7000	2009.05.28	1.12

26	第251回北陸電力社債	日本	社債券	100,000,000	101.28	101,281,164	101.28	101,281,164	3.0000	2009.06.25	1.00
27	平成11年度第1回新潟県公募公債	日本	地方債証券	100,000,000	101.20	101,205,904	101.20	101,205,904	1.9000	2009.11.19	1.00
28	第2回2号三菱東京UFJ銀行社債	日本	社債券	100,000,000	101.10	101,106,679	101.10	101,106,679	2.0800	2009.10.28	1.00
29	平成11年度第4回横浜市公募公債	日本	地方債証券	100,000,000	100.98	100,988,340	100.98	100,988,340	1.8000	2009.10.21	0.99
30	第781回政府保証公営企業債券	日本	特殊債券	100,000,000	100.85	100,850,930	100.85	100,850,930	1.7000	2009.10.21	0.99

種別投資比率（平成20年11月28日現在）

種 類	投資比率（％）
特 殊 債 券	47.34
地 方 債 証 券	27.65
国 債 証 券	9.89
社 債 券	6.95
合 計	91.84

株式業種別投資比率（平成20年11月28日現在）

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第29期計算期間末	1,207,691,745	1,209,330,582	10,000	10,014
第30期計算期間末	1,040,024,614	1,043,801,980	10,000	10,036
第31期計算期間末 (平成20年10月20日)	897,363,739	901,510,456	10,000	10,046
平成19年11月末日	1,056,716,777	—	10,005	—
平成19年12月末日	1,045,449,453	—	10,009	—
平成20年1月末日	1,031,171,156	—	10,013	—
平成20年2月末日	1,019,957,377	—	10,016	—
平成20年3月末日	999,687,396	—	10,021	—
平成20年4月末日	986,940,406	—	10,025	—
平成20年5月末日	980,024,628	—	10,028	—
平成20年6月末日	973,510,285	—	10,033	—
平成20年7月末日	961,876,161	—	10,036	—
平成20年8月末日	948,319,610	—	10,040	—
平成20年9月末日	935,056,998	—	10,044	—
平成20年10月末日	917,455,837	—	10,001	—
平成20年11月末日	910,634,241	—	10,004	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第29期計算期間 (平成18年10月19日)	13.57円
第30期計算期間 (平成19年10月22日)	36.32円
第31期計算期間 (平成20年10月20日)	46.21円

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第29期計算期間 (平成18年10月19日)	0.14%
第30期計算期間 (平成19年10月22日)	0.36%
第31期計算期間 (平成20年10月20日)	0.46%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。

（注2）収益率は小数第3位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

昭和52年10月22日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成12年4月1日	信託の名称を「公社債投信10月号」から「グリーン公社債投信10月号」に変更
平成13年3月5日	予想分配型商品から実績分配型商品への移行および新たな投資対象として「公社債B号マザーファンド」を加える旨の約款変更の届出
平成13年9月4日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」について、販売会社毎に定める申込単位で、追加信託を行なう日の前日の基準価額をもって購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設の上、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で別に定める「グリーン公社債投信累積投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

2 【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、申込受付時間は、原則として営業日の午後3時（年末年始など本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

※平成18年12月29日時点で保護預りをご利用されていた方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されていた方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有されている場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい、振替機関等の口座において当該口数の減少または記載が行なわれます。この場合における一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から以下に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額が控除されます。

1. 受益者が平成13年3月21日以前に取得した受益権の一部解約を行なう場合

…… 1 万口につき105円（税込）

2. 受益者が平成13年4月20日以降に取得した受益権の一部解約を行なう場合

…… 1 万口につき26.25円（税込）以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社毎に定めた額

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、手数料は販売会社毎に異なります。また、一部解約の価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。）

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（二）一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

（ホ）委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

（ヘ）上記（ホ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（ハ）の規定に準じて計算された価額とします。

b. 受益権の買取り

（イ）販売会社は、受益者の請求があるときは、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、その受益権を買取ります。

なお、申込受付時間は原則として営業日の午後3時（年末年始など本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

（ロ）受益者は、受益権の買取りの請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

※平成18年12月29日時点で保護預りをご利用されていた方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されていた方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有されている場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

（ハ）受益権の買取価額は、その買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額および上記 a.（ハ）に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額を控除した価額とします。

なお、手数料は販売会社毎に異なります。また、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

（二）買取代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

（ホ）販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買取りを

中止することができます。

- (へ) 上記(ホ)により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、上記(ハ)の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。)
インターネットホームページ
http://www.shinkotoushin.co.jp/

※お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年10月20日から翌年10月19日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（信託契約の解約）

- (イ) 委託者は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この

信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第38条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 委託者は、監督官庁からこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約します。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第42条の2第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ニ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申立ておよび受益権の買取請求

(イ) 信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財

産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- (ロ) 受益権の買取価額は、その買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに約款第36条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等を控除した価額とします。
- (ハ) 委託者は、受託者が上記（イ）の請求を受付けた場合には、請求の受付日に当該請求にかかる受益権について信託の一部を解約し、受託者は当該一部解約金で反対者の買取金を支払うものとします。
- (ニ) 受益者は、上記（イ）の請求をするときは、受益権をもって行なうものとします。
- (ホ) 受託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、上記（イ）による請求の受付けを中止することができます。当該請求の受付けが中止された場合には、受益者は請求の受付中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、当該受益者がその請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に上記（イ）に基づく請求を受付けたものとして上記（ロ）に準じて計算された価額とします。
- (ヘ) 上記（イ）の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

- (イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。
- (ロ) 上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

h. 信託業務の委託等

- (イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ) 受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号

に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後10日以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償換金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号及び平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第30期計算期間（平成18年10月20日から平成19年10月22日まで）については内閣府令第65号改正後の財務諸表等規則及び内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第31期計算期間（平成19年10月23日から平成20年10月20日まで）については内閣府令第65号改正後の財務諸表等規則及び内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第30期計算期間（平成18年10月20日から平成19年10月22日まで）については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第31期計算期間（平成19年10月23日から平成20年10月20日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第30期計算期間（平成18年10月20日から平成19年10月22日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人による監査を受けております。また、第31期計算期間（平成19年10月23日から平成20年10月20日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【財務諸表】

グリーン公社債投信10月号 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第30期 [平成19年10月22日現在]	第31期 [平成20年10月20日現在]
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		48,712,117	43,944,608
地方債証券		—	80,022,235
特殊債券		200,203,549	100,000,000
親投資信託受益証券		797,734,258	683,650,086
未収利息		826,947	700,079
流動資産合計		1,047,476,871	908,317,008
資産合計		1,047,476,871	908,317,008
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		3,777,366	4,146,717
未払解約金		927,322	3,794,776
未払受託者報酬		485,098	496,673

未払委託者報酬		2,232,700	2,486,604
その他未払費用		29,771	28,499
流動負債合計		7,452,257	10,953,269
負債合計		7,452,257	10,953,269
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,040,023,805	897,363,737
剰余金			
期末剰余金		809	2
剰余金合計		809	2
元本等合計		1,040,024,614	897,363,739
純資産合計		1,040,024,614	897,363,739
負債・純資産合計		1,047,476,871	908,317,008

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第30期 自 平成18年10月20日 至 平成19年10月22日	第31期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		2,962,422	2,137,991
有価証券売買等損益		3,842,021	5,477,314
営業収益合計		6,804,443	7,615,305
営業費用			
受託者報酬		485,098	496,673
委託者報酬		2,232,700	2,486,604
その他費用		29,771	28,499
営業費用合計		2,747,569	3,011,776
営業利益金額		4,056,874	4,603,529
経常利益金額		4,056,874	4,603,529
当期純利益金額		4,056,874	4,603,529
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	—
期首剰余金		431	809
剰余金増加額		—	—
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(	—)	(—)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(	—)	(—)
剰余金減少額		279,130	457,619
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(	279,130)	(457,619)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(	—)	(—)
分配金	※1	3,777,366	4,146,717
期末剰余金		809	2

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第30期 自 平成18年10月20日 至 平成19年10月22日	第31期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
-----	--	--

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1) 地方債証券及び特殊債券 同左 (2) 親投資信託受益証券 同左
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当計算期間終了日の翌日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成18年10月20日から平成19年10月22日までとなっております。	計算期間に関する事項 前計算期間終了日の翌日に該当する日及び当計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成19年10月23日から平成20年10月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第30期 [平成19年10月22日現在]	第31期 [平成20年10月20日現在]
※1期首元本額	1,207,691,314円	1,040,023,805円
期中追加設定元本額	33,824,974円	33,567,472円
期中一部解約元本額	201,492,483円	176,227,540円
計算期間末日における受益権の総数	1,040,023,805口	897,363,737口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第30期 自 平成18年10月20日 至 平成19年10月22日	第31期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
※1分配金の計算過程	計算期間末における、純資産総額の元本超過額3,778,175円を分配対象収益として、3,777,366円を分配金額としております。	計算期間末における、純資産総額の元本超過額4,146,719円を分配対象収益として、4,146,717円を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第30期 [平成19年10月22日現在]		第31期 [平成20年10月20日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
地方債証券	—	—	80,022,235	△234,965
特殊債券	200,203,549	△1,003,951	100,000,000	—
親投資信託 受益証券	797,734,258	4,731,519	683,650,086	5,298,052
合 計	997,937,807	3,727,568	863,672,321	5,063,087

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	第30期 自 平成18年10月20日 至 平成19年10月22日	第31期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
-----	--	--

	該当事項はありません。	同左
--	-------------	----

II取引の時価等に関する事項

種 類	第30期 [平成19年10月22日現在]	第31期 [平成20年10月20日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第30期 自 平成18年10月20日 至 平成19年10月22日	第31期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第30期 [平成19年10月22日現在]	第31期 [平成20年10月20日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
地方債証券	平成10年度第1回福岡県公募公債	50,000,000	50,021,866	
	平成15年度第5回福岡市公募公債(5年)	30,000,000	30,000,369	
地 方 債 証 券 小 計		80,000,000	80,022,235	
特殊債券	第19号商工債券（1年）	100,000,000	100,000,000	
特 殊 債 券 小 計		100,000,000	100,000,000	
公 社 債 合 計		180,000,000	180,022,235	
種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
親投資信託 受益証券	公社債B号マザーファンド	670,639,677	683,650,086	
親投資信託受益証券小計		670,639,677	683,650,086	
有 価 証 券 合 計		—	863,672,321	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「公社債B号マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「公社債B号マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[平成19年10月22日現在]	[平成20年10月20日現在]
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,402,212,515	857,596,122
国債証券		998,683,170	1,000,698,325
地方債証券		750,517,792	2,597,276,929
特殊債券		4,852,982,189	4,685,033,040
社債券		3,232,467,253	1,041,602,189
未収利息		18,095,653	24,515,148
前払費用		1,603,497	1,588,332
流動資産合計		11,256,562,069	10,208,310,085
資産合計		11,256,562,069	10,208,310,085
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		—	—
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,127,459,143	10,014,360,018
剰余金			
剰余金		129,102,926	193,950,067
剰余金合計		129,102,926	193,950,067
元本等合計		11,256,562,069	10,208,310,085
純資産合計		11,256,562,069	10,208,310,085
負債・純資産合計		11,256,562,069	10,208,310,085

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成18年10月20日 至 平成19年10月22日	自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額（ただし、売気 配は使用いたしません。）、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表 の売買参考統計値（平均値）に基づいて 評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	〔平成19年10月22日現在〕	〔平成20年10月20日現在〕
※1本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	13,609,118,617円	11,127,459,143円
同期中における追加設定元本額	917,518,367円	541,617,787円
同期中における一部解約元本額	3,399,177,841円	1,654,716,912円
同期末における元本の内訳		
グリーン公社債投信1月号	855,892,583円	737,669,643円
グリーン公社債投信2月号	760,719,914円	760,504,018円
グリーン公社債投信3月号	729,570,459円	709,831,510円
グリーン公社債投信4月号	769,588,985円	700,634,958円
グリーン公社債投信5月号	1,180,451,265円	1,106,583,642円
グリーン公社債投信6月号	1,021,786,606円	874,096,210円
グリーン公社債投信7月号	839,379,078円	760,385,108円
グリーン公社債投信8月号	939,677,954円	777,236,988円
グリーン公社債投信9月号	835,163,870円	731,667,027円
グリーン公社債投信10月号	788,586,653円	670,639,677円
グリーン公社債投信11月号	944,381,107円	801,524,365円
グリーン公社債投信12月号	1,462,260,669円	1,383,586,872円
合 計	11,127,459,143円	10,014,360,018円
本報告書における開示対象ファンドの計算期間 末日における受益権の総数	11,127,459,143口	10,014,360,018口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	〔平成19年10月22日現在〕		〔平成20年10月20日現在〕	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含ま れた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含ま れた評価差額 (円)
国債証券	998,683,170	1,632,522	1,000,698,325	△1,476,600
地方債証券	750,517,792	△764,534	2,597,276,929	△5,221,445
特殊債券	4,852,982,189	2,879,339	4,685,033,040	△3,828,379
社 債 券	3,232,467,253	△19,610,540	1,041,602,189	△218,461
合 計	9,834,650,404	△15,863,213	9,324,610,483	△10,744,885

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成18年10月20日 至 平成19年10月22日	自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
	該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

種 類	〔平成19年10月22日現在〕	〔平成20年10月20日現在〕
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成18年10月20日 至 平成19年10月22日	自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
	該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	[平成19年10月22日現在]	[平成20年10月20日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0116円 (10,116円)	1.0194円 (10,194円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第252回利付国債(2年)	1,000,000,000	1,000,698,325	
	国 債 証 券 小 計	1,000,000,000	1,000,698,325	
地方債証券	第542回東京都公募公債	211,000,000	211,015,466	
	第551回東京都公募公債	300,500,000	302,957,998	
	第552回東京都公募公債	140,000,000	141,331,115	
	第9回神奈川県公募公債(5年)	19,320,000	19,297,554	
	第10回神奈川県公募公債(5年)	300,000,000	299,819,424	
	第108回神奈川県公募公債	283,000,000	284,521,186	
	平成11年度第1回静岡県公募公債	260,100,000	262,104,388	
	平成16年度第1回愛知県公募公債(5年)	114,000,000	113,935,708	
	平成11年度第1回千葉県公募公債	100,000,000	100,923,415	
	平成11年度第1回千葉県公募公債	60,000,000	60,546,438	
	第12回つ号名古屋市公募公債	167,000,000	168,013,947	
	第12回な号名古屋市公募公債	100,000,000	100,894,050	
	平成11年度第1回京都市公募公債	100,000,000	100,885,697	
	平成15年度第9回神戸市公募公債(5年)	122,000,000	121,846,910	
	第15回横浜市公募公債(5年)	13,910,000	13,894,417	
	平成16年度第1回福岡市公募公債(5年)	295,200,000	295,289,216	
	地 方 債 証 券 小 計	2,586,030,000	2,597,276,929	
特殊債券	第777回政府保証公営企業債券	500,000,000	502,476,624	
	第778回政府保証公営企業債券	205,000,000	206,511,656	
	第14回中小企業債券	100,000,000	100,116,650	
	第11回国際協力銀行債券	100,000,000	99,975,230	
	ろ号87回成田国際空港債	282,200,000	283,882,690	
	第9回日本学生支援債券	50,000,000	50,030,491	
	第9回日本学生支援債券	100,000,000	100,066,241	
	第11回日本学生支援債券	400,000,000	400,424,506	
	ろ号29回 住宅・都市整備債	92,000,000	92,360,790	
	い第647号農林債券	200,000,000	199,939,360	
	い第647号農林債券	200,000,000	199,953,724	
	第171回しんきん中金債券	50,000,000	49,977,025	
	第174回しんきん中金債券	300,000,000	299,805,050	

第175回しんきん中金債券	100,000,000	100,089,715	
第17号商工債券(1年)	300,000,000	300,000,000	
第18号商工債券(1年)	200,000,000	200,000,000	
第19号商工債券(1年)	600,000,000	600,000,000	
第20号商工債券(1年)	700,000,000	700,000,000	
第7回政府保証銀行等保有株式取得機構債券	200,000,000	199,423,288	
特 殊 債 券 小 計	4,679,200,000	4,685,033,040	

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社 債 券	第1回パナソニック電工社債	200,000,000	199,942,894	
	第76回三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	100,012,648	
	第19回三井住友銀行社債	100,000,000	100,022,440	
	第20回三井住友銀行社債	100,000,000	100,065,424	
	第508回東京電力社債	340,000,000	339,988,524	
	第409回関西電力社債	100,000,000	100,050,064	
	第251回北陸電力社債	100,000,000	101,520,195	
社 債 券 小 計		1,040,000,000	1,041,602,189	
有 価 証 券 合 計		9,305,230,000	9,324,610,483	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年11月28日現在）

「グリーン公社債投信10月号」

I 資産総額	911,176,705 円
II 負債総額	542,464 円
III 純資産総額（I－II）	910,634,241 円
IV 発行済口数	910,291,250 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	10,004 円

（参考）

「公社債B号マザーファンド」

I 資産総額	10,105,890,189 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	10,105,890,189 円
IV 発行済口数	9,906,499,563 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	10,201 円

第5 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第29期計算期間	32,804,337口	368,134,443口
第30期計算期間	33,824,974口	201,492,483口
第31期計算期間	33,567,472口	176,227,540口

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

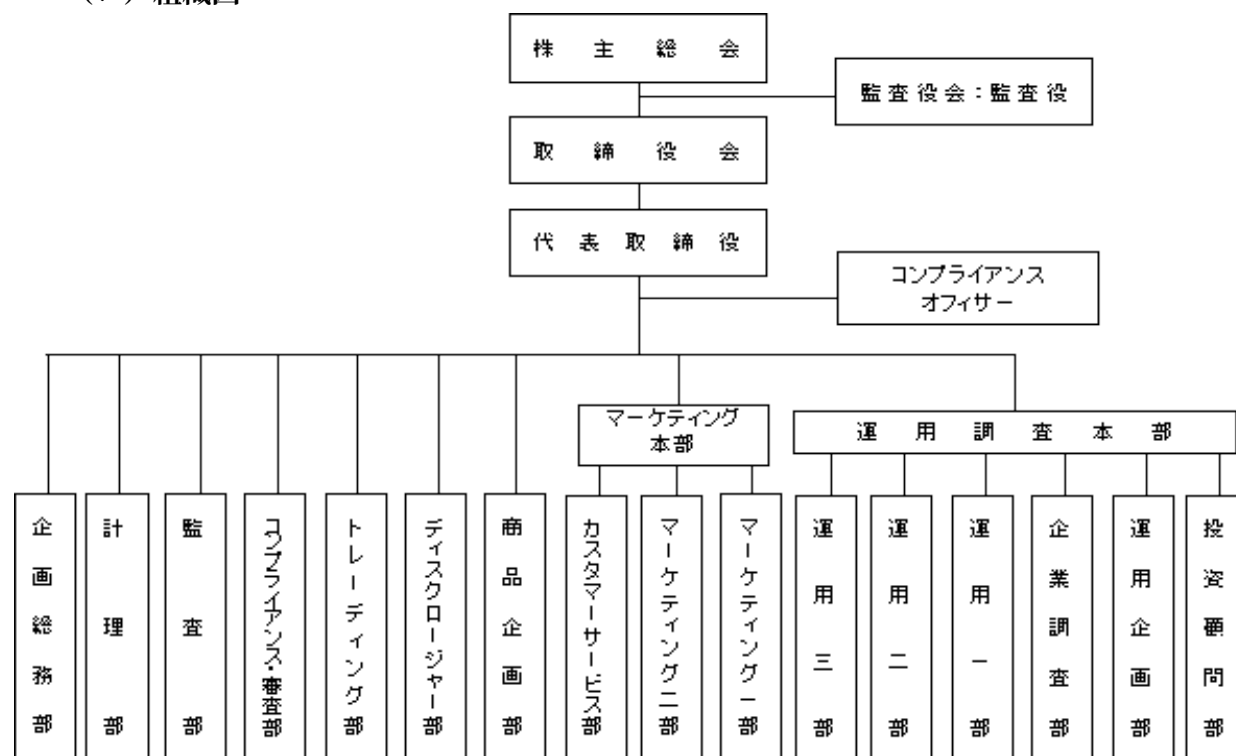
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

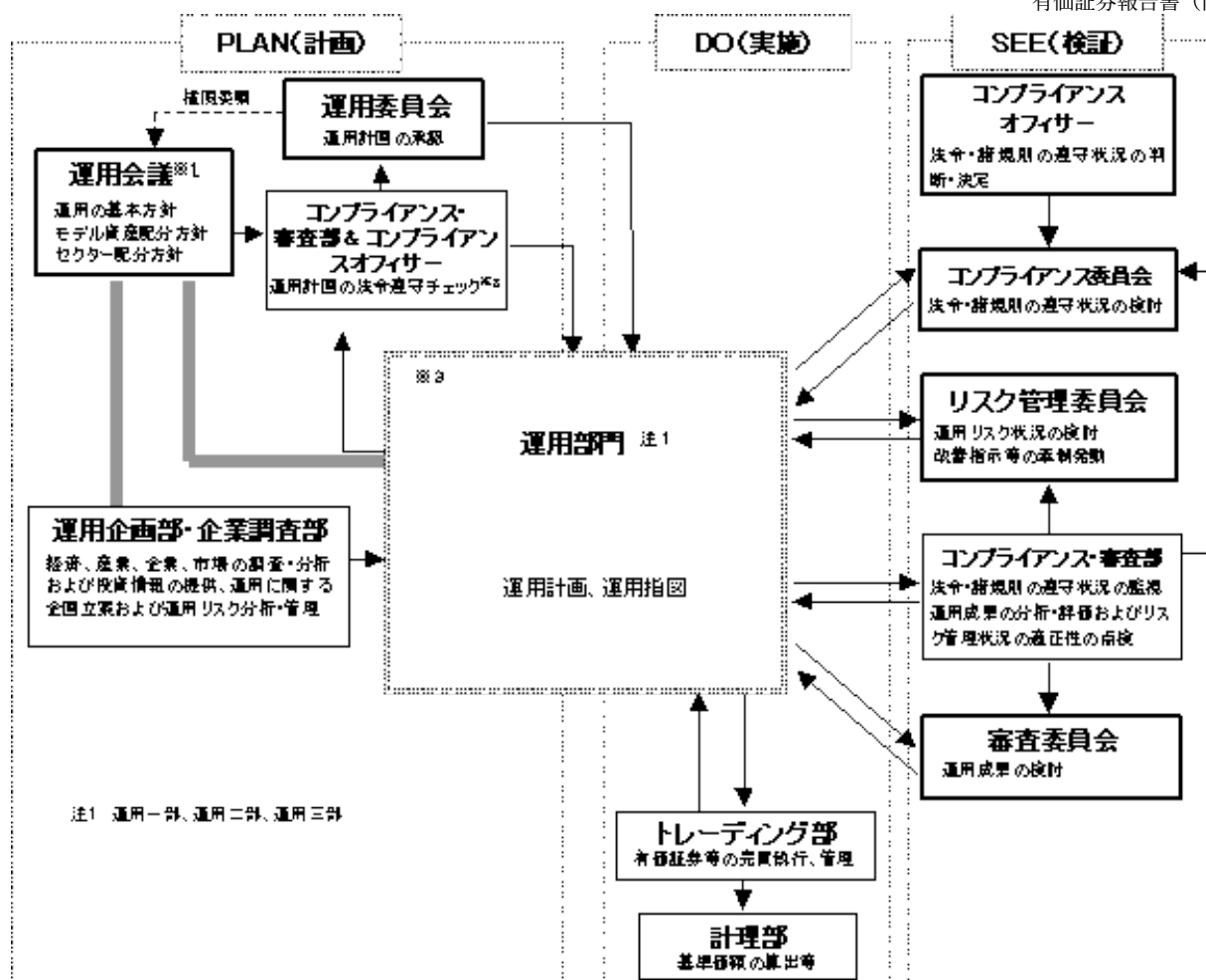
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・企業調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス・審査部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行ないます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

平成20年11月28日現在、委託者が運用を行なっている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成20年11月28日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	146	1,209,924
株式投資信託（合計）	118	782,945
単位型	2	7,935
追加型	116	775,010
公社債投資信託（合計）	28	426,979
単位型	1	837
追加型	27	426,141

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第49期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人保森会計事務所による監査及び中間監査を受けております。

3. 当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1. 財務諸表等

（1）財務諸表

（1）【貸借対照表】

		第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
流動資産	※1					
現金及び預金		3,745,600		4,433,825		
有価証券		6,017,973		10,923,754		
支払委託金		1,346		—		
収益分配金		1,346		—		
前払金		36,274		24,501		
前払費用		15,718		14,672		
未収入金		307		537		
未収委託者報酬		2,355,135		1,939,794		
未収収益		30,711		35,695		
繰延税金資産		220,195		207,652		
その他		3,697		5,559		
流動資産計		12,426,961	46.6	17,585,993	67.6	
固定資産						
有形固定資産		67,312	0.2	62,235	0.3	
建物	※2	28,572		26,479		
器具・備品	※2	38,739		35,756		
無形固定資産		203,720	0.8	163,335	0.6	
電話加入権		333		91		
ソフトウェア	※3	203,386		163,244		
投資その他の資産		13,997,288	52.4	8,201,355	31.5	

投資有価証券	13,216,812		7,089,236	
関係会社株式	77,100		77,100	
長期貸付金	2,136		1,465	
長期前払費用	348		303	
長期未収入金	37,040		26,400	
長期差入保証金	122,504		123,399	
前払年金費用	16,287		355,950	
長期性預金	500,000		500,000	
その他	28,500		27,500	
貸倒引当金	△3,440		—	
固定資産計		14,268,321		8,426,926
資産合計		26,695,282	53.4	26,012,920
			100.0	32.4
				100.0

		第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		9,651		12,823	
未払金		1,560,462		1,341,353	
未払収益分配金		2,431		1,258	
未払償還金		184,816		127,719	
未払手数料	※1	1,245,602		1,039,572	
その他未払金		127,611		172,802	
未払費用	※1	109,573		110,089	
未払法人税等		714,805		691,961	
賞与引当金		224,500		245,300	
役員賞与引当金		27,500		32,000	
その他流動負債		24,068		23,997	
流動負債計		2,670,560	10.0	2,457,524	9.4
固定負債					
繰延税金負債		486,004		43,170	
退職給付引当金		—		185,524	
役員退職慰労引当金		47,516		57,166	
執行役員退職慰労引当金		46,083		76,500	
その他固定負債		24,068		—	
固定負債計		603,673	2.3	362,361	1.4
負債合計		3,274,234	12.3	2,819,886	10.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.0	4,524,300	17.4
資本剰余金		2,761,700	10.0	2,761,700	10.6
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,030,371	56.3	15,539,426	59.7
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		14,669,878		15,178,933	
特別償却準備金		1,414		—	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		2,550,463		3,060,933	
自己株式		△4,616	△0.0	△4,616	△0.0

株主資本合計		22,311,755	83.6	22,820,810	87.7
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		1,109,292		372,224	
評価・換算差額等合計		1,109,292	4.1	372,224	1.5
純資産合計		23,421,048	87.7	23,193,034	89.2
負債・純資産合計		26,695,282	100.0	26,012,920	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		10,939,446		14,374,812	
その他営業収益		12,809		10,965	
営業収益計		10,952,255	100.0	14,385,778	100.0
営業費用					
支払手数料	※1	6,093,495		8,411,774	
広告宣伝費		174,396		311,260	
公告費		7,042		2,777	
受益証券発行費		22,059		—	
調査費		584,009		674,282	
調査費	※1	202,029		227,374	
委託調査費	※1	374,742		439,682	
図書費		7,238		7,225	
委託計算費		263,384		271,821	
営業雑経費		208,768		231,636	
通信費		33,098		36,001	
印刷費		145,607		165,972	
協会費		7,733		8,068	
諸会費		2,895		3,042	
その他		19,433		18,551	
営業費用計		7,353,156	67.1	9,903,552	68.9
一般管理費					
給料		1,317,341		1,315,872	
役員報酬	※2	83,730		92,870	
給料・手当		925,374		1,011,601	
賞与		246,436		211,401	
退職金		61,800		—	
交際費		14,653		22,313	
寄付金		1,132		6,887	
旅費交通費		61,787		80,261	
租税公課		39,954		100,161	
不動産賃借料		164,178		172,666	
賞与引当金繰入		224,500		245,300	
役員賞与引当金繰入		27,500		32,000	
役員退職慰労引当金繰入		26,258		30,200	
退職給付費用		74,639		89,752	
減価償却費		37,014		62,851	
諸経費		371,400		405,231	
一般管理費計		2,360,360	21.6	2,563,498	17.8
営業利益		1,238,738	11.3	1,918,726	13.3

		第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益					
受取配当金		129,126		152,404	
有価証券利息		36,812		89,726	
受取利息		26,384		28,590	
時効成立分配金・償還金		106,556		50,555	
雑益		11,437		6,789	
営業外収益計		310,316	2.8	328,066	2.3
営業外費用					
時効成立後支払分配金・償還金		3,330		20,051	
情報端末解約金		3,163		—	
雑損		737		482	
営業外費用計		7,231	0.1	20,533	0.1
経常利益		1,541,823	14.1	2,226,258	15.5
特別利益	※3				
固定資産売却益		17,555		—	
投資有価証券売却益		544,757		527,548	
貸倒引当金戻入益		27,360		208	
特別利益計		589,672	5.4	527,756	3.6
特別損失	※4				
ゴルフ会員権売却損		22,190		—	
固定資産除却損		2,885		673	
投資有価証券売却損		2,509		1,639	
電話加入権評価損		—		242	
役員退職慰労引当金繰入		21,258		—	
システム移行損失		199,990		—	
特別損失計		248,834	2.3	2,555	0.0
税引前当期純利益		1,882,661	17.2	2,751,460	19.1
法人税、住民税及び事業税	※5	790,694		1,073,360	
法人税等調整額		△157,465	5.8	75,379	8.0
当期純利益		1,249,431	11.4	1,602,720	11.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
			資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
		特別償却 準備金			別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成18年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	4,244	12,118,000	2,038,812
事業年度中の変動額						

剰余金の配当（注）						△729,110
役員賞与の支給（注）						△11,500
当期純利益						1,249,431
自己株式の取得						
自己株式の処分						
特別償却準備金の取崩（注）				△1,414		1,414
特別償却準備金の取崩				△1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）				△2,829		511,650
平成19年3月31日残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高（千円）	△4,616	21,802,933	1,582,341	23,385,275
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）		△729,110		△729,110
役員賞与の支給（注）		△11,500		△11,500
当期純利益		1,249,431		1,249,431
自己株式の取得				
自己株式の処分				
特別償却準備金の取崩（注）		—		—
特別償却準備金の取崩		—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△473,049	△473,049
事業年度中の変動額合計（千円）		508,821	△473,049	35,772
平成19年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				△1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						

	—	平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	—	(追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
3. 引当金の計上基準	(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金	(2)無形固定資産 同左 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金

	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 （会計方針の変更） 当期より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ27,500千円減少しております。	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
3. 引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 （会計方針の変更）	(4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

	役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更は、当期に役員退職慰労金規程が整備されたことを機に、役員の退職時の費用を在任期間中に適正に配分し、期間損益の適正化及び財政状態の健全化を図るためのものであります。 この変更により、当期の発生額26,258千円は営業費用及び一般管理費に計上し、過年度相当額21,258千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は26,258千円減少し、税引前当期純利益は47,516千円減少しております。	
--	--	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (表示方法の変更) 従来、退職給付引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金は、当期より区分掲記することとしました。なお、前期の退職給付引当金に含まれている執行役員退職慰労引当金は22,750千円であります。	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
 これによる損益に与える影響はありません。
 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,421,048千円であります。
 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

—

注記事項

（貸借対照表関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払委託金 1,251千円 未払手数料 1,068,635千円 未払費用 7,400千円 ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 64,325千円 器具備品 322,835千円 ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 33,061千円	※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 876,116千円 未払費用 4,915千円 ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 69,159千円 器具備品 326,412千円 ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 81,323千円

（損益計算書関係）

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,906,202千円 調査費 2,400千円 委託調査費 61,007千円 ※ 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 ※ 3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物 12,118千円 土地 5,437千円 ※ 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 27千円 器具・備品 2,858千円 ※ 5. 法人税、住民税及び事業税790,694千円のうち法人税は539,732千円、住民税は115,638千円、事業税135,323千円であります。	※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円 ※ 2. 役員報酬の範囲額 同左 ※ 3. — ※ 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円 ※ 5. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円あります。

（株主資本等変動計算書関係）

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	729,110	400	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(リース取引関係)

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)

貸倒区分帳目書（内国及び外国）

器具備品	122,061	30,641	91,420
合計	122,061	30,641	91,420

(2)未経過リース料期末残高相当額等
未経過リース料期末残高相当額

1年内	23,917千円
1年超	68,787千円
合計	92,705千円

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	22,499千円
減価償却費相当額	21,647千円
支払利息相当額	1,826千円

(4)減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありません。

器具備品	152,354	56,731	95,623
合計	152,354	56,731	95,623

(2)未経過リース料期末残高相当額等
未経過リース料期末残高相当額

1年内	30,070千円
1年超	67,456千円
合計	97,527千円

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	27,621千円
減価償却費相当額	26,089千円
支払利息相当額	2,150千円

(4)減価償却費相当額の算定方法
同左

(5)利息相当額の算定方法
同左

(減損損失について)
同左

(有価証券関係)

第47期（平成19年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,693,991	1,694,790	798
	(2)社債	2,510,926	2,512,420	1,493
	(3)その他	—	—	—
	小計	4,204,917	4,207,210	2,292
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,276	497,950	△2,326
	(2)社債	7,794,370	7,777,370	△17,000
	(3)その他	—	—	—
	小計	8,294,646	8,275,320	△19,326
合計		12,499,564	12,482,530	△17,034

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	675,760	874,572	198,811
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,253,422	4,705,701	1,452,278
	小計	3,929,183	5,580,273	1,651,089
	(1)株式	—	—	—

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	301,398	293,485	△7,912
	小計	301,398	293,485	△7,912
合計		4,230,582	5,873,759	1,643,177

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,657,574	544,757	2,509

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券	—
2. その他有価証券	
(1)非上場株式（店頭売買株式を除く）	345,418
(2)MMF	516,043
3. 関連会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	1,693,991	500,276	—	—
(2)社債	3,807,938	6,497,358	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他 投資信託	1,395	—	—	—
合計	5,503,325	6,997,634	—	—

第48期（平成20年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	—	—	—
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	△318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	△3,352
	(3)その他	—	—	—
	小計	5,000,681	4,997,010	△3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	45,457	60,858	15,400

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	△126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	△126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,163,885	527,548	1,639

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券	—
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	500,118	—	—	—
(2)社債	9,905,329	998,143	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他 投資信託	—	—	—	—
合計	10,405,448	998,143	—	—

（デリバティブ取引関係）

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	△761,610	△858,532
(2)年金資産	829,932	809,433
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	68,321	△49,099
(4)未認識数理計算上の差異	121,883	368,695
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	△173,918	△149,170
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	16,287	170,425
(7)前払年金費用	16,287	355,950
(8)退職給付引当金(6)－(7)	－	185,524

3. 退職給付費用に関する事項

	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	72,250	80,719
(2)利息費用	13,897	15,232
(3)期待運用収益（減算）	13,848	16,598
(4)数理計算上の差異の費用処理額	16,828	23,562
(5)過去勤務債務の費用処理額	△24,747	△24,747
(6)退職給付費用(1)+(2)－(3)+(4)+(5)	64,381	78,167
(7)その他	10,257	11,585
計(6)+(7)	74,639	89,752

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第47期 23,333千円、第48期 30,416千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
----------------------	----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 貸倒引当金繰入限度超過額 1,399 賞与引当金損金算入限度超過額 102,538 減価償却費限度超過額 8,069 退職給付引当金損金算入限度超過額 18,751 受益証券発行費否認 31,343 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 58,467 確定拠出年金移換資産否認 19,587 その他 43,179 繰延税金資産小計 479,224 評価性引当額 △72,763 繰延税金資産計 406,461 繰延税金負債 特別償却準備金 △970 有価証券評価差額 △668,608 その他 △2,691 繰延税金負債計 △672,271 繰延税金資産（負債）の純額 △265,809 (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 220,195 固定負債－繰延税金負債 486,004 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金算入されない項目 1.51〃 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △1.36〃 住民税均等割等 0.21〃 評価性引当額の影響 △7.70〃 その他 0.30〃 税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.63%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 112,833 減価償却費限度超過額 12,223 退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617 受益証券発行費否認 9,361 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 57,176 確定拠出年金移換資産否認 9,764 その他 44,181 繰延税金資産小計 548,046 評価性引当額 △75,567 繰延税金資産計 472,479 繰延税金負債 前払年金資産認容額 △144,836 有価証券評価差額 △162,938 その他 △224 繰延税金負債計 △307,998 繰延税金資産（負債）の純額 164,481 (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 207,652 固定負債－繰延税金負債 43,170 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
--	--

(関連当事者との取引)

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売	債券等の現先取引(注1)	13,928,570		

							当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い (注2) 証券投資信 託受益証券 に係る収益 分配金及び 償還金の信 託約款に基 づく支払委 託	4,906,202	未払手数 料	1,068,635
								30,098,816	支払委託 金	1,251

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等 の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社 の子会 社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	2,890,000	不動産 賃貸業	直接 10.00	なし	事務所の 賃借	事務所の 賃借 (注) 1	130,976	長期差 入保証 金	87,303
親会社 の子会 社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 (注) 2	149,941	その他 未払金	4,076
								ハウジン グサービ ス料支払 (注) 2	11,665	その他 未払金	1,199
								システム 移行費用	82,885		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等 の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社	新光証券 株式会社	東京都 中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売	債券等の現 先取引 (注1)	1,498,333	短期 貸付金	—

								当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い (注2)	7,030,935	未払手数 料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------	-----------	---------

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等 の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社 の子会 社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の 賃借	事務所の 賃借 (注) 1	130,976	長期差 入保証 金	87,303
親会社 の子会 社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 (注) 2	46,584	その他 未払金	4,076
								ハウジン グサービ ス料支払 (注) 2	13,704	その他 未払金	1,199

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1株当たり純資産額 12,849円10銭 1株当たり当期純利益 685円45銭	1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭
(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,421,048千円 普通株式に係る純資産額23,421,048千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,249,431千円 普通株式に係る当期純利益1,249,431千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株	(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株

(重要な後発事象)

第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		6,242,750	
有価証券		6,325,759	
未収委託者報酬		1,590,396	
繰延税金資産		105,871	
その他	※2	1,180,865	
流動資産合計		15,445,644	65.4
II 固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		42,296	
器具・備品		46,905	
リース資産		86,404	
有形固定資産計		175,606	0.8
無形固定資産			
ソフトウェア		143,160	
その他		91	
無形固定資産計		143,251	0.6
投資その他の資産			
投資有価証券		7,253,988	
長期繰延税金資産		1,649	
前払年金費用		420,753	
その他		164,258	
投資その他の資産計		7,840,650	33.2
固定資産合計		8,159,508	34.6
資産合計		23,605,153	100.0

		第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
未払金			
未払収益分配金		1,511	
未払償還金		99,012	
未払手数料		858,855	
その他未払金		76,270	
未払金計		1,035,650	

	未払法人税等	150,960	
	未払消費税等	9,207	
	賞与引当金	150,000	
	リース債務	31,278	
	その他	122,743	
	流動負債合計	1,499,840	6.4
II	固定負債		
	退職給付引当金	180,690	
	役員退職慰労引当金	41,458	
	執行役員退職慰労引当金	84,416	
	長期リース債務	55,790	
	固定負債合計	362,356	1.5
	負債合計	1,862,197	7.9
	(純資産の部)		
I	株主資本		
	資本金	4,524,300	19.2
	資本剰余金		
	資本準備金	2,761,700	
	資本剰余金合計	2,761,700	11.7
	利益剰余金		
	利益準備金	360,493	
	その他利益剰余金		
	別途積立金	12,118,000	
	繰越利益剰余金	2,053,208	
	その他利益剰余金計	14,171,208	
	利益剰余金合計	14,531,701	61.5
	自己株式	△4,616	△0.0
	株主資本合計	21,813,085	92.4
II	評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	△70,129	△0.3
	評価・換算差額等合計	△70,129	△0.3
	純資産合計	21,742,955	92.1
	負債純資産合計	23,605,153	100.0

(2) 中間損益計算書

		第49期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益			
委託者報酬		6,097,283	
その他営業収益		4,789	
営業収益合計		6,102,073	100.0
II 営業費用及び一般管理費	※1,2	5,551,476	91.0
営業利益		550,597	9.0
III 営業外収益			
受取配当金		15,266	
有価証券利息		36,117	
受取利息		20,418	
時効成立分配金・償還金		22,444	
その他		3,496	

営業外収益合計	97,743	1.6
IV 営業外費用		
支払利息	1,320	
時効成立後支払分配金・償還金	4,697	
その他	962	
営業外費用合計	6,980	0.1
経常利益	641,361	10.5
V 特別利益		
投資有価証券売却益	184,750	
特別利益合計	184,750	3.0
VI 特別損失		
投資有価証券売却損	3,180	
固定資産除却損	599	
特別損失合計	3,779	0.0
税引前中間純利益	822,332	13.5
法人税、住民税及び事業税	147,411	2.4
法人税等調整額	133,285	2.2
中間純利益	541,634	8.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第49期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△1,549,359
中間純利益					541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					△1,007,725
平成20年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,053,208

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日残高	△4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△1,549,359		△1,549,359
中間純利益		541,634		541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）			△442,353	△442,353

中間会計期間中の変動額合計		△1,007,725	△442,353	△1,450,078
平成20年9月30日残高	△4,616	21,813,085	△70,129	21,742,955

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
-----	---

3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
--------------------	---

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
--

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

当中間会計期間から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。(リース取引に関する会計基準の適用指針第78項)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	413,701千円
※ 2. 担保受入金融資産	このうち現先取引による短期貸付金は 998,893千円であり、当該現先取引にかかる 担保受入有価証券の時価は998,950千円であ ります。

(中間損益計算書関係)

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※ 1. 役員報酬の範囲	取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内
※ 2. 減価償却実施額	有形固定資産 24,300千円 無形固定資産 24,814千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
① リース資産の内容	
有形固定資産	
主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。	
② リース資産の減価償却方法	
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却方法(3) リース資産」に記載のとおりであります。	

(有価証券関係)

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 国債・地方債等	500,039	499,900	△139
(2) 社債	6,205,193	6,201,330	△3,863
(3) その他	—	—	—
合計	6,705,233	6,701,230	△4,003

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	45,457	69,457	24,000
(2) 債券	—	—	—
① 国債・地方債等	—	—	—

②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	6,009,331	5,867,088	△142,242
合計	6,054,788	5,936,545	△118,242

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券	
①非上場株式（店頭売買株式を除く）	341,418
②MMF	519,450

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,928円48銭
1株当たり中間純利益	297円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項 目	第49期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,742,955
普通株式に係る純資産額（千円）	21,742,955
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

2. 1株当たり中間純利益

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
中間純利益（千円）	541,634
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式にかかる中間純利益（千円）	541,634
期中平均株式数（千株）	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成20年11月末日現在、11,000百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成20年11月末日現在）

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
-----	-------------------	-------

新光証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行 ^(注)	650,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新和証券株式会社 ^(注)	780	同上
明和証券株式会社	511	同上
金山証券株式会社	504	同上
SMBCフレンド証券株式会社 ^(注)	27,270	同上
のぞみ証券株式会社	2,091	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社 ^(注)	6,100	同上
岡地証券株式会社	1,500	同上
株式会社池田銀行	64,365	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社福岡銀行 ^(注)	85,745	同上
株式会社荘内銀行	14,200	同上

(注) SMBCフレンド証券株式会社、株式会社福岡銀行、株式会社みずほ銀行、ひろぎんウツミ屋証券株式会社および新和証券株式会社におきましては、募集・販売の取扱いを行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行ないます。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行ないます。

- (1) 募集・販売の取扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (7) 受益者に対する運用報告書の交付
- (8) 所得税および地方税の源泉徴収
- (9) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) 新光証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。
- (2) 株式会社みずほ銀行は、委託者の株式の4.9%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的： 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年9月9日
有価証券報告書	平成20年1月18日
有価証券報告書の訂正報告書	平成20年6月18日
半期報告書	平成20年7月14日
半期報告書の訂正報告書	平成20年6月18日

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員

業務執行社員 公認会計士 横川 三喜雄

代 表 社 員

業務執行社員 公認会計士 窪田 健一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針3 引当金の計上基準(5) 役員退職慰労引当金の（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員

業務執行社員 公認会計士 窪田 健一

代 表 社 員

業務執行社員 公認会計士 三枝 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月30日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員	公認会計士	窪田 健一
業 務 執 行 社 員		
代 表 社 員	公認会計士	三枝 哲
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（※） 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年11月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグリーン公社債投信10月号の平成19年10月23日から平成20年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーン公社債投信10月号の平成20年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年11月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	田中俊之
業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグリーン公社債投信10月号の平成18年10月20日から平成19年10月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーン公社債投信10月号の平成19年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)